

# 奈良県男女共同参画計画(素案)に対する意見の募集 (パブリックコメント)の実施結果について

## [意見募集の概要]

- 1) 募集期間 平成17年11月14日(月)～12月12日(月)必着
- 2) 公表資料の閲覧方法
  - ・奈良県男女共同参画課のホームページに掲載( <http://www.pref.nara.jp/danjo/> )  
(公表資料は現在も参考にご覧いただけます)
  - ・県政情報センター(県庁内)、県政情報コーナー(県内19ヶ所)、県男女共同参画課、県女性センター、県内市町村男女共同参画担当課窓口にて閲覧用冊子を配置 (現在は配置していません)
- 3) 意見等の提出方法 郵送、FAX、電子メール

## [意見の提出状況]

### 1. 意見提出者及び提出総意見数

・意見提出者数 54名(うち団体4) ・提出総意見数 159件

### 2. 提出方法別の意見提出者数

・郵送 2名、 ・FAX 81名、 ・電子メール 59名、 ・直接持参 17名

### 3. 提出意見の計画体系別内訳

基本目標	計	基本課題・項目内訳	計
全体に関すること	13	-	13
基本目標 あらゆる分野における意思決定の場への女性の参画	13	1 政策形成・意思形成の場への女性の参画	10
		2 女性の人材育成と人材情報の提供	3
基本目標 男女が意欲と能力に応じていきいきと働ける環境づくり	26	1 男女共同参画の推進に向けた就業環境の整備	21
		2 多様な就業形態における条件整備	5
基本目標 男女がともに支えあうライフスタイルの実現	30	1 ともに支えあう家庭生活の構築	23
		2 女性のチャレンジ支援	3
		3 地域における男女共同参画の推進	4
基本目標 男女の人権の尊重	27	1 女性に対するあらゆる暴力の根絶	9
		2 生涯を通じた健康保持・増進と女性の身体的特性の尊重	11
		3 社会的に不利益な立場にある女性の人権の尊重	7
基本目標 男女共同参画社会実現に向けた意識づくり	29	1 男女共同参画に関する意識啓発の推進	14
		2 男女共同参画を推進する学習の充実	15
その他	21	推進目標	7
		推進体制	5
		参考資料	2
		上記に属さないこと	7
	計 159		計 159

### 4. ご意見の概要と県の考え方 ...別表のとおり

奈良県男女共同参画計画(素案)に対する意見の募集(パブリックコメント)  
ご意見の概要と県の考え方

体系項目	ご意見の分類	ご意見の概要	県の考え方
全体に関すること	現計画の理念・課題の継承について	<p>少子高齢化の状況を踏まえ、関係部署と連携し全庁的に取り組む姿勢は前進であるが、前計画と比較すると具体性に欠けるように感じる。前計画で実現されていない課題について継続して取り組んでいただきたい。(2件)</p> <p>少子高齢化対策のための女性政策というイメージを感じる。女性が安心して子どもを産み育てるためには、社会的・家庭的責任を男女ともに果たせる社会システムが必要。ジェンダーやエンパワーメント、リプロダクティブ・ヘルツ/ライツなど、「なら女性プラン21」の基本理念のベースになっている言葉がなく全体として後退していると感じられる。「プラン21」の基本理念を継承し、実効性の伴う内容を強く求める。近年のバックラッシュの流れもあるが、平等への流れを後戻りさせないよう期待している。</p>	<p>男女共同参画計画(第2次)は、前計画の成果を踏まえ、残された課題や前計画策定後の社会経済情勢等の変化に対応するための行動計画として策定しました。計画(第2次)は、前計画の理念を引継ぎながら、広く県民に男女共同参画の理念の理解と浸透を図るため、全体を通じてわかりやすさに配慮しました。今後は、この計画に基づき諸施策を計画的、総合的に推進していきます。</p>
	基本目標について	<p>「男女の人権の尊重」が「女性に対するあらゆる暴力の根絶」という枠組みの中に納まっている感がある。「男女の人権の尊重」は、男女の人間としての尊厳を認めあい、尊重しあうことから出発しなければならないと思う。</p> <p>計画の体系が5項目に整理され分かりやすいが、「男女の人権の尊重」は男女共同参画の根底をなすものなので、基本目標に位置づけていただきたい。</p> <p>基本目標 男女共同参画社会実現に向けた意識づくりを、基本目標にすることにより、一人ひとりが男女共同参画の意識をもって実践していけるのではないかと。</p>	<p>本計画の基本理念は、奈良県男女共同参画推進条例と同じく「男女の人権の尊重」を基本理念の一つに掲げています。これは男女共同参画社会を実現するうえで、根底をなす理念であり、本計画に掲げるすべての施策は、この基本理念を踏まえています。</p> <p>本計画は男女共同参画推進条例の基本理念に基づくもので、「男女の人権の尊重」は計画の根底をなす重要な理念として、各施策を推進していきます。</p>
	具体的施策について	<p>具体的施策に関して、予算化できること、そうでないことを明確にしていきたい。</p>	<p>具体的施策については、平成18～22年までの5年間で取り組む事業として掲げています。</p>
	セクシュアル・マイノリティへの配慮について	<p>計画は全体的に、「男」「女」であり、異性愛者のみの住民を対象にしている。住民の中には、「男」でも「女」でもないスタイルで生きている人々や、どちらでもある人々や性同一性障害の人々、インターセックス、同性愛、両性愛の人々がいると考えられ、そのような住民を排除しているのではないかと。</p> <p>「セクシュアル・マイノリティ」に配慮した表現に改めてほしい。</p> <p>条例の基本理念の説明について、1)男女の人権の尊重において、「性別による差別的取り扱いを受けないこと」を「性別や性的指向、性別の移行による差別的扱いを受けないこと」に、4)家庭生活その他の社会生活へ男女が共にかかわることにおいて、「家族を構成する男女が」を「家族を構成する個々人が」に修正すべきである。</p> <p>基本目標の「男女がともに支えあうライフスタイルの実現」について、男女ではなく、女同士、男同士でライフスタイルを営んでいる人々に配慮し、「個々人が」などの表記に変えるべきだと考える。</p> <p>「セクシュアル・マイノリティ」への配慮や、差別禁止について取り入れてほしい。</p> <p>「性同一性障害」など、セクシャルマイノリティ問題についても触れる必要があると考える。</p>	<p>計画は、奈良県男女共同参画推進条例の理念に基づくものであり、性別による差別的取扱いや性別に起因する人権の問題という観点に着目し、男女の性別に起因する様々な格差の解消を目指したものです。しかしながら、性同一性障害などセクシュアル・マイノリティの問題についても、人権問題としてとらえ、幅広い議論を重ねることが必要であると認識しています。</p>
	文章表現について	<p>計画は、県民の誰が読んでも理解できるよう、わかりやすい内容や表現にし、漢字にルビを振るなどの配慮を行い、子どもの学習教材としても使用できるようにしていきたい。</p>	<p>計画の文章はわかりやすい表現となるよう留意し、専門的な用語については用語解説を掲載しています。</p> <p>また、さまざまな場面で活用いただけるよう、計画の内容をわかりやすく紹介した概要版のパンフレットを作成し、男女共同参画の理解と浸透に努めます。</p>

体系項目	ご意見の分類	ご意見の概要	県の考え方
基本目標 基本課題 1	意思決定の場への女性の参画について(全般)	<p>国際的に比較しても、国・県・市町村における女性議員の数、管理職に占める女性の割合がまだまだ少なく、意思形成の場に女性の意思を反映していくことが何より大切だと思う。それが、介護・福祉を含む生活の場を充実させ、男女ともに幸せになるのではないかと。</p> <p>.....</p> <p>方針の立案及び決定の場への女性の参画が必要。</p> <p>.....</p> <p>地方自治体等行政の政策形成等に女性の意見を反映させることはとても重要なことであり、男性では気づかない点について、女性から意見が出されることが多い。</p> <p>.....</p> <p>審議委員の公募制の導入を実現していただきたい。</p> <p>.....</p> <p>審議会等の委員を選出する場合には、出身の団体の意見が反映できる方を選ぶよう工夫していただきたい。</p> <p>.....</p> <p>(男女共同参画の推進に関する)審議会等委員への社会的不利益な立場にある女性の登用を推進します。を基本施策に加えてほしい。</p> <p>.....</p> <p>計画策定にあたっては、マイノリティ女性のおかれている現状を踏まえ、具体的施策に反映できるよう差別を受けている当事者を審議会委員に選任していただきたい。</p>	<p>行政、企業、各種団体・組合等、あらゆる分野における意思決定の場への女性の参画は、男女共同参画を実現するための基盤となるものです。</p> <p>本計画に基づき、あらゆる分野において女性の参画が促進されるよう諸施策を推進していきます。</p> <p>.....</p> <p>県の審議会等については、「審議会等委員選任指針」(平成14年3月策定)に基づき、県民参加型の開かれた県政運営を推進するため、審議会等の設置目的を勘案しつつ、「審議会等委員公募取扱要領」により、委員の公募を行うよう努めています。</p> <p>また、関係団体から委員を選任するにあたっては、当該団体と十分調整のうえ、団体の代表者に限らず推薦依頼を行うなど、幅広い人材登用に努めています。</p> <p>.....</p> <p>男女共同参画の推進に関する重要事項の調査審議を行う奈良県男女共同参画審議会委員については、女性問題のみならず、人権、就労、福祉、教育など幅広い分野から、知事が任命することになっています。さらに、男女共同参画の推進は、幅広い県民や事業者の皆様のご理解と協働のもとに進めていく必要があることから、計画策定など特に重要な事項を審議する際には、パブリックコメントの実施及び男女共同参画県民会議委員や関係団体等との意見交換会等を開催し、各分野からの幅広いご意見が反映されるよう努めています。</p>
	管理職への女性の登用について	<p>具体的施策の「係長職への女性登用のさらなる推進」について、女性は係長職になればそれで良いと解釈されるのではないかと。「管理職への登用」としてはどうか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「女性管理職の増加を図るため、女性の係長職への登用をさらに推進」に修正しました。</p>
	団体活動・地域の意思形成の場への女性の参画について	<p>女性の自立や社会進出は進んでいるが、生活地域(コミュニティ)の自治活動などにおいては男性がリーダーとしての実権を握っており、特に農村においてはその傾向は強いと思う。保守的な本県及び南部地域では、政策形成の場における男女共同参画があまり進んでおらず、自由に安心して革新的な意見を言うことが難しいと思う。</p> <p>男女の差別が無く、平等な立場で社会生活が送れることを望みます。</p> <p>.....</p> <p>自治会、団体の役職や長は男性がほとんどである。能力のある女性にも門戸を開くことが必要。</p>	<p>これまで、農村における女性の地位向上を重要な課題と捉え、女性の政策決定の場への参画を推進するため、家族経営協定、女性農業士の認定、女性農業者のグループ育成、起業化への支援などを推進してきたところです。</p> <p>今後も、女性が農業経営や地域づくり活動をはじめとする様々な方針決定・意思決定の場へ主体的に参画ができるよう、女性農業者の能力向上に向け次世代リーダー育成支援等の各種施策に取り組んでまいります。</p> <p>また、地域における男女共同参画の推進に向け、様々な機会を通じて固定的な性別役割分担意識の払しょくに向けた広報・啓発活動を行います。</p>
	市町村における取組について	<p>市町村の審議会委員への女性の登用について、市町村間で格差があるので、さらに強力に推進していただきたい。</p> <p>.....</p> <p>政策形成・意思形成の場への女性の参画に向けた男性の意識改革を図るための市町村での取り組み促進のための施策を具体的施策に加えてほしい。</p>	<p>男女共同参画社会の実現に向けては、県はもとより、住民に身近な行政を行っている市町村における施策の推進が重要です。市町村への支援は、基本目標 - 1及び第3章の「1推進体制」の中で取り組んでいきます。</p>
基本目標 基本課題 2	女性の人材育成について	<p>あらゆる場の意思決定の場への参画を進めると同時にそのための女性のエンパワメントが必要である。</p> <p>.....</p> <p>政策に協力できる女性の人材がまだまだ少なく、一部の分野における意思決定の場への女性の参画は未だしの感がある。</p> <p>.....</p> <p>女性自身の積極的な参画意欲・参画に必要な女性の能力向上を促す研修会の実施</p> <p>.....</p> <p>各種団体でリーダーを育て、勉強していくことが必要である。</p> <p>.....</p> <p>国際化社会に向けて女性も向上しなければならない。</p> <p>.....</p> <p>女性の人材育成と人材情報の提供を継続して行ってほしい。</p>	<p>日本は、男女共同参画の国際的な指標であるジェンダーエンパワメント指数(GEM)から見ても、女性が政治経済活動で能力を発揮する機会が十分ではありません。あらゆる分野における政策形成・意思形成の場への女性の参画を進めるためには、女性の登用を促進するとともに、女性の人材育成が必要で。</p> <p>今後も、国際的視野に立った男女共同参画の推進と、女性の潜在する能力の開発・育成を行うために、セミナーや研修等を通じた人材育成と人材情報の収集・情報提供を行ってまいります。</p>

体系項目	ご意見の分類	ご意見の概要	県の考え方
基本目標 基本課題 1	両立支援に向けた就業環境の整備について	<p>働く女性の仕事と子育ての両立支援には、職場環境や社会全体の考え方が変わる必要がある。</p> <p>就業を希望する女性が、仕事と家庭生活を両立できる環境を整えていただきたい。</p> <p>女性が結婚、出産で仕事を離職したり、パート等の臨時職員でなく正社員となるよう企業側の理解を求めている。</p> <p>仕事で女性が能力を発揮できるよう、企業に、「一般事業主行動計画」の策定、企業の社会的責任、積極的改善措置、フレックスタイム制等を考えるセクションが設置されることが必要だと思う。</p> <p>300人を超える労働者を雇用する事業主は行動計画を届け出る義務があるが、女性の8割が働く中小企業では努力義務となっており、この企業間格差を縮めることは容易ではないと思う。</p> <p>子どもが小学校に入学した後も安心して働けるよう、学童保育等サポート面の充実や、短時間勤務の延長など仕事と家庭の両立に向けた環境づくりを進めて欲しい。</p> <p>女性が社会進出し、多様な就業形態が構築されるためには、家族と職場の協力が前提条件となる。職場における啓発を進めるため、「上意下達」ではなく、お互いにカバーし合える雰囲気形成するための話し合いが必要だと思う。</p>	<p>男女が意欲と能力に応じていきいきと働ける環境づくりに向け、男女の仕事と家庭の両立支援や女性の能力発揮のための積極的な取組の促進など、基本目標 - 1に掲げているところであり、具体的施策を着実に推進していきます。</p>
		完全週休2日制を推進してほしい。	労働基準法に定める週40時間と1日8時間の両方の法定労働時間を達成するためや労働者のゆとりある生活の実現のためにも週休2日制の普及は重要な課題です。そのため、働く人の権利と働きやすい環境づくりのために必要な労働法のポイント等を紹介する「ろうせいハンドブック」や労働情報誌により、制度の普及啓発をしているところであり、今後も啓発に努めます。
		家庭教育に両親ともにかかわれるように、定時帰宅を促進してほしい。	男女労働者が家庭生活における責任を果たすことができ、また、労働者のゆとりある生活が実現できるよう、短時間勤務等の普及促進に向けた啓発に努めています。
企業内託児所の整備について		企業内託児所の整備を促進してほしい。	奈良労働局、関係団体と連携して労働者のための託児施設を事業所内に設置する事業主に対し、その設置、運営等に要した費用の一部を助成する制度など各種助成制度を広く周知しているところですが、今後も一層の周知に努めます。
実態調査及び事例紹介による啓発について		<p>県内企業および従業員に「男女共同参画の推進にむけた就業環境の整備」についての調査を行い、男女共同参画に積極的に取り組む企業をもっとメディアを使って紹介してほしい。</p> <p>能力のある女性が仕事で活躍するために、職場における体制整備が必要。県の企業における男女共同参画の推進状況について情報提供し、モデルを提示し、啓発してほしい。</p> <p>本計画は「県における男女共同参画社会の形成を推進するための～」とあるが、県内に勤めていても企業の本社は県外にあるという場合も多く、就業環境や制度的な問題になると県内の働きかけだけでは解決できないことも多い。他府県で、同様の取り組みをしている団体との意見・情報交換等を行い、県外も含めた取組事例や成功事例等を紹介する機会を検討していただきたい。</p> <p>女性が退職する割合の少ない事業所、安心して働ける事業所について調査し、表彰するなど公表してほしい。</p>	<p>男女共同参画の推進に向け、毎年就業環境に関する実態調査を行っており、調査結果を報告書としてまとめ、事業所・関係団体等に配布しているところ。</p> <p>仕事と家庭の両立支援や女性の就業環境整備に先進的に取り組む企業について、具体的な取り組み内容の調査を行い、好事例を広く紹介することにより企業における取組を促進していきます。</p>
		警察等、圧倒的に女性が少ない職場において、女性の継続就業状況や職員の意識等の実態把握を行い、男女共同参画の推進について計画に盛り込んでほしい。	奈良県警察では、次世代育成支援対策推進法に基づき、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、「奈良県警察特定事業主行動計画」を策定し、ホームページに掲載、内外に公表するとともに、計画を具体的に推進するため、平成17年10月、全職員を対象に、勤務制度や育児に関するアンケート調査を実施したところ。今後は、警察官の業務の特殊性を考慮しつつ、行動計画を推進していくことで、女性が働きやすい環境づくりをさらに進めていきます。

体系項目	ご意見の分類	ご意見の概要	県の考え方
	事業所への研修について	<p>「育児・介護休業制度の普及定着に向けた啓発」とは、具体的にはどのような取組を行うのか。「育児介護休業制度の普及率」を増加させるために、企業の人事担当者や管理職へのセミナーを実施する等、新しい取組が必要ではないか。</p> <p>中小零細企業で働く女性労働者の仕事と家庭の両立のために、事業主への実効性のある啓発・研修会などを行っていただきたい。</p> <p>男女の仕事と家庭の両立に向けた就業環境の整備について、各事業所への啓発とともに、先進的に取り組んでいる事業所の情報提供や、事業所の担当者の研修会等の開催をしていただきたい。</p>	<p>「育児・介護休業制度の普及定着に向けた啓発」について、具体的には、育児・介護休業制度等に関する調査を3年ごとに実施するとともに、同調査結果の公表等や啓発誌を通じて育児・介護休業制度の規定化の普及啓発に努めます。</p> <p>また、奈良労働局と連携して事業主及び人事労務担当者を対象に「仕事と家庭を考えるセミナー」を開催するとともに、男女共同参画県民会議と連携して、事業主や人事労務担当者を対象に、男女共同参画に関する研修会を開催し、啓発に努めます。</p>
	セクシュアル・ハラスメントの防止・相談について	<p>セクシュアル・ハラスメント防止にむけての啓発・研修を徹底し、セクハラを受けてPTSDなどを発症した場合、労災認定申請が可能であることを周知してほしい。</p> <p>セクハラ防止指針や同窓口が設けられている事業所の公表をしてほしい。</p>	<p>セクハラを受けてPTSDなどを発症した場合、労災認定申請が可能であることについては、セクハラに関する広報啓発において併せて行うことを検討します。また、セクハラ防止指針や同窓口が設けられている事業所の公表については、今後検討します。</p> <p>なお、県では、平成11年4月1日付で「セクシャル・ハラスメントの防止等に関する指針」を作成し、相談窓口を設置するとともに、毎年パンフレットを作成し、職員への周知徹底を図っています。</p>
	働く女性の両立支援について	<p>キャリアアップ・スキルアップを望む女性は多いので、もう少し具体的に取り組む内容や推進目標達成の過程を表記し、実際のカリキュラム等の提示を望む。</p>	<p>働く女性の両立支援やキャリアアップ等の能力開発に向け、基本目標 - 1 に掲げる具体的施策を着実に推進していきます。また、新たに基本目標 - 1 - (3) の施策の方向として、「仕事と家庭を両立しながら働き続けられるよう、両立を支援するための相談・情報提供を充実します。」を追加し、県女性センターを「働く女性を応援する拠点施設」として、機能の充実を図っていきます。主な取組としては、女性の様々な相談に対応するため、新たに「働く女性の相談窓口」を設置するとともに、女性の就労継続・能力発揮のための情報を提供していきます。</p>
	文章表現について	<p>「現状と課題」の文末の「...積極的な取組が望まれます。」は、積極的に取り組むという姿勢を明確にした表現にすべき。</p> <p>具体的施策「・母性保護の充実のための事業主への啓発」について、例えば、育児休業をとるのは母親だけでなく、父親も対象となるので、「母性」という表現が適切なのか検討していただきたい。</p> <p>基本目標 の基本課題1、基本課題3の中で「相談体制の充実、整備」という標記があるが、なぜ「セクシュアル・ハラスメント等労働に関する相談機能の充実」の部分だけ「相談機能」という言葉を使っているのか。体制はできているが、機能が不十分なのか。</p> <p>また、他の部分の「相談体制の充実、整備」には、機能の充実も含まれているのか。</p>	<p>「...積極的な取組が望まれます。」との表現については、男女ともに能力を発揮しやすい環境や仕事と家庭が両立できる職場環境の整備は行政だけで取り組むものではなく、企業自らが企業の社会的責任として認識し、積極的な取組を進めていただくことを期待したものです。</p> <p>母性保護についてわかりやすくするため、基本目標 - 1 - (2) の施策の方向について、「女性が妊娠中及び出産後も安心して働けるよう母性保護制度についての啓発に努めます。」を「女性が妊娠中及び出産後も安心して働けるよう労働基準法、男女雇用機会均等法に基づく女性労働者の母性保護及び母性健康管理について周知・啓発に努めます。」、具体的施策について「・労働基準法」や「男女雇用機会均等法」(妊娠・出産後の健康管理に関する規定)などの母性保護に関する法律の周知徹底」に修正しました。</p> <p>基本目標 - 1 - (3) においては、労働相談を担当する部署における相談員の資質向上や相談窓口体制の整備等として「相談機能の充実」としていたところですが、他の部分の「相談体制の充実」にも、内容として相談機能の充実が含まれることから、基本目標 - 1 - (3) の施策の方向、具体的施策について「相談機能の充実」を「相談体制の充実」に、基本目標 - 1 - (3)、 - 3 - (2) の項目名について「相談・情報提供の充実」に修正し、表現の統一を行いました。</p>
基本目標 基本課題 2	多様な就業形態の労働条件について	<p>同一価値労働、同一賃金の基本原則の周知、間接差別(結婚、出産、育児、年齢などによる不利益な取り扱い)撤廃のための啓発促進について具体的施策として取り組んでいただきたい。(2件)</p>	<p>女性に多いパートタイム労働者と正社員間で賃金等の格差が拡大していることから、基本目標 - 2 に基づき、パートタイムの処遇の決定に当たっては正社員との均衡を考慮するようパートタイム労働指針の普及に向けて労働情報誌等により、啓発に努めます。</p> <p>なお、国では間接差別の禁止等を含む男女雇用機会均等法の改正について、検討されているところです。</p>

体系項目	ご意見の分類	ご意見の概要	県の考え方
	就業に向けた能力開発の支援について	子育てをしながら就業準備ができるような環境や機会を提供してほしい。(託児付のセミナーや研修など)	あらゆる社会活動に男女がともに参画できる環境づくりの一環として、子育て中の男女が積極的に諸行事に参加できるよう県主催の行事開催には託児を行うよう取り組んでいます。託児を実施していない研修等につきましては、県内にある子育てをサポートする専門機関を活用していただくようお願いしています。
	起業、自営業者への支援について	女性起業家などの経営を発展させるために無料のアドバイザーの派遣制度を整備してほしい。	(財)奈良県中小企業支援センターでは、総合相談窓口を開設し、創業から経営革新まで、あらゆる経営相談に無料で応じております。総合相談窓口では、専任の総合相談員や各分野の専門家が対応しています。平成16年度実施のやまとベンチャースクールへの参加状況としましては、20名中9名の女性の参加をいただいております。 また、企業者の求めに応じ、費用の一部を負担いただき、中小企業支援センターに登録された経験豊かな専門家(中小企業診断士・技術士・税理士・社会保険労務士等)を各事業所に派遣する制度があります。
		女性事業主、家族従事者の経営や労働、環境の実態をつかむ調査研究をすすめ、支援策を推進していただきたい。	平成14年3月に全国的規模で実施された「自営中小企業に携わる家族の労働と健康に関する実態調査」により自営中小企業に携わる女性の就労状況や生活環境の実態が把握分析されており、この調査結果を研修会などで活用しているところです。
基本目標 基本課題 1	バランスのとれた生活への支援について	<p>封建的な本県では、女性の仕事への進出支援、家庭での家事の分担など、仕事と家庭のバランスについての啓発や支援が必要である。</p> <p>「家庭においても、男女共に家族全員で役割や責任を分かち合うことが必要だと思う。</p> <p>「男女共同参画が実現できないのは、女性の生活面での拘束時間が長すぎるのが一因だと思う。家族内での協力について話しあえる場が必要だと思う。</p> <p>「日本人男性の育児家事時間は、国際的に比較すると非常に短い。妻が就業している場合でも、専業主婦の場合とこの状況が変わらないのは、固定的な性別役割分担が原因だろうか。夫婦で子育てを楽しむことにより、社会とつながり、人間関係も広がると思う。 子どもの発達の臨界期に一緒に過ごすことで、思春期の問題にも難なく対応ができるのに、父親不在状態のために少年たちが目標を定められなくなっているのではないかと思う。</p> <p>「父親が家庭教育に興味を持てるような学習を充実させる。</p> <p>「働く男女が、共に家事・育児・介護を担うことが出来るよう男性の意識改革と参加促進のため、技術習得等の講座・教室の開催」を具体的施策に加えてほしい。</p> <p>「男性の自殺が多く、男性が社会慣習に束縛され、企業戦士として人生を投げ出して働く姿が痛ましい。企業も含めてワーク・ライフ・バランスを考える時期にきているのではないかと切実に感じる。日本の発展には、企業等も男女共同参画の視点を積極的に取り入れ、改革に活かす長期ビジョンを立てていく必要があると思う。</p>	<p>基本施策(1)家庭と地域活動・仕事のバランスがとれた生活への支援における具体的施策を着実に推進します。</p> <p>「男性は仕事、女性は家事・育児」といった固定的な性別役割分担意識や、男性に長時間労働を強いる労働慣行が、男性の家事や育児、地域活動への参画を阻んでいます。男性が、従来の職場中心の意識・ライフスタイルから職場・家庭・地域のバランスのとれたライフスタイルに転換できるよう、基本目標 - 1に掲げる施策を着実に推進していきます。</p> <p>次代の親の育成として、県では高校生に乳幼児と触れ合い、子育ての楽しさや意義を学習する場を提供するため、県立香芝高校のクラブハウスを活用して、平成17年6月「次代の親育成モデルルーム」を開設し、現在週2回のペースで運営しているところです。 また、若い世代が安心して子どもを産み、健やかに子どもを育てていくためには、企業・店舗・NPO等、地域社会全体で子育て家庭を支援していく新たな仕組みを構築することが重要であり、このため、「結婚ワクワクこどもすくすく県民会議」の下に、「なら子育て応援団」を設置したところです。子育てを応援する企業・店舗・NPO等を募集し、応援団に登録、その活動をホームページ等で広く広報することにより、地域における子育て支援の輪を広げていきます。</p> <p>「具体的な施策「男性の子育てや子どもの教育への参加促進」について、「参加」という表現では、人事のような印象を受けるので検討していただきたい。</p>

体系項目	ご意見の分類	ご意見の概要	県の考え方
	保育サービスの充実について	<p>保育園の対応時間の延長等の環境整備が必要だと思う。</p> <p>結婚して子供ができて仕事が続けて行くため、都市部以外の地域でも、仕事の時間帯に合わせてもらえるような託児所の施設等があればよいと思う。</p> <p>女性が働く意欲・能力があるにもかかわらず、働き続けられないと考える要因として、子どもの病気がある。病児保育を支援することで男女共にいきいきと働くことができるのではないかと。</p> <p>1. 子の看護休暇の拡大 「子の看護休暇」の完全実施をおしすすめる啓発活動が必要。特に3歳未満は年5日間では難しく倍以上の休暇が必要と考える。</p> <p>2. 「保育ママ」事業の検討 補助対象を資格者に限るなど条件が厳しい。もっと幅広く宣伝と共に活躍できる有資格者を集めていただきたい。</p> <p>3. 病児保育室の増設 やはり病気が心配という症状の場合病院隣接の保育が必要。小児科が保育に参入しやすいよう支援対策の導入も考慮。</p> <p>病児保育室を増設してほしい。</p> <p>第2子、3子を望む時に、第1子の世話に対する支援策があれば、2子目を産む決心が付き易いと思う。</p> <p>公立の保育施設において、短時間～長時間で低料金で安全な保育を行っていただきたい。</p> <p>少子化対策として、経済的な補助金などを掲げる前に、多様なライフスタイルに対応できる柔軟な体制の保育施設の設置を望む。</p> <p>自営業に携わる女性の働き方に見合った、保育園の増設や子育てヘルパー制度などを実施していただきたい。</p> <p>子どもを安心して任せられる保育所が増加すれば、女性が働きやすくなり、女性の能力が活用できると思う。</p> <p>保育所は子どもにとって楽しく、親にとっても安全で安心できる場所であってほしい。</p>	<p>保育の延長時間は、保育を実施する市町村と保育所との間で、保護者のニーズ等を考慮のうえ時間を決定しているところですが、保護者が安心して働くことができるよう、保育サービスの充実を市町村に働きかけていきます。</p> <p>保育サービスについては、市町村が行うこととされているため、市町村毎に現在の入園児数、待機児童数、今後の保育ニーズ等を考慮して目標値を定めています。保育所が不足する場合には市町村が整備計画を定め、これをもとに保育所の拡張、新設を行います。</p> <p>これらは、児童福祉法第35条でいう認可保育所であり、それ以外の託児所等の認可外保育施設は現在69箇所あります。</p> <p>病後児保育は、保育所に通所中の児童等が病気の回復期であり、集団保育が困難な期間、当該保育所、病院等に付設された専用スペースで一時的に預かる事業で、現在奈良市を含め5市町5ヶ所、定員20名で実施されています。(平成18年1月にさらに1市1ヶ所増の予定)</p> <p>また、病児保育は、実施機関が病院・診療所の場合には、「病気の回復期に至らない場合」を含めて差し支えないこととされており、現在1ヶ所で実施されています。なお、実施にあたっては、小児科医師の協力をはじめ、看護師等の確保、病院・診療所に付設する施設の確保が必要になります。</p> <p>県では、この病後児保育への取り組みが、地域における保護者の子育てと就労の両立支援の推進に重要であると認識し、今後各市町村に対して、広域的な取り組みも含め働きかけていきます。</p> <p>「子の看護休暇の拡大」、「保育ママ」事業の補助対象要件の拡大については、国の所管につき、ご意見としてお聞かせいただきます。</p> <p>保育所整備は市町村が実施主体となり、地域のニーズや実情に応じた保育計画に基づき実施されているところですが、需要増に対応するため施設整備が必要な場合は、迅速な受入が出来ない場合もあります。その場合は、住所地以外の周辺市町村の保育所を広域的に利用できる制度があります。</p> <p>子育てヘルパー等の派遣事業については、各市町村でいろいろな取り組みが行われています。厚生労働省の外郭団体である(財)21世紀職業財団でも保育サポーター事業により、県下を対象に事業を実施しています。</p> <p>なお、多様化する幼児教育・保育ニーズに適切かつ柔軟に対応できるよう、親の就労の有無・形態等を区別することなく幼児教育・保育の機会を提供する施設として、総合施設の制度導入が平成18年度から本格実施される予定です。県では、総合施設の導入について、市町村等と連携・協議しながら進めてまいります。</p> <p>保育所は、家庭養育の補完と支援を通じて乳幼児の健全育成に重要な役割を果たしていることから、適正な運営がなされるよう各保育所の指導監査を行うとともに、実施主体である市町村に対しても監査等を実施しています。また、保育所保育指針に沿って、保育内容が充実されるよう市町村及び各保育所の指導を行っているところです。</p> <p>なお、県では保育所職員の資質の向上を図るため、保育、栄養、健康等に関する専門的知識や技術についての研修会を開催し、保育水準の向上に努めています。</p>
	学童保育の充実について	<p>働きながら子どもを安心して保育してもらえるようサービスを充実して欲しい。</p> <p>小学校におけるスクールバスの運行、学童保育の充実、学童後の帰宅方法について改善していただきたい。</p> <p>子どもが小学校に入学した後も安心して働けるよう、学童保育等サポート面の充実や、短時間勤務の延長など仕事と家庭の両立に向けた環境づくりを進めて欲しい。</p>	<p>子どもの健全な心身の発達を促すためのより質の高い保育サービスの提供を基本として、保育所での延長保育、休日保育、一時保育、病後児保育等の多様なニーズに対応した保育サービスの推進に向け、実施主体である市町村とともに取り組んでいます。</p> <p>また、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)、いわゆる学童保育は、仕事と子育ての両立支援を図る上で重要なことから、実施主体である市町村にその実施促進を働きかけており、平成17年5月現在29市町村174か所で実施されています。また、開設時間の延長、障害のある子どもの受け入れ等のニーズも高まっており、これらのニーズに対応するよう市町村に働きかけるとともに、必要な支援を行っています。今後も、保護者が安心して働くことができるよう、放課後児童健全育成事業の充実を市町村に働きかけていきます。</p> <p>スクールバスの運行や学校からの帰宅方法等、子どもたちの安全確保に向けた具体的な方策は、直接的には、学校を設置している各市町村や当該の学校が、地域の実状を踏まえて取り組んできたところです。県教委としても、各市町村や学校が、保護者や地域社会の方々と協力して、より効果的な対策を検討し実施していくよう引き続き指導、助言していきます。</p>

体系項目	ご意見の分類	ご意見の概要	県の考え方
	児童虐待の防止について	児童虐待の防止のために、関係団体がそれぞれの取組について情報交換、相互連携してはどうか。	児童虐待の防止のためには、地域の関係機関が情報を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要です。こうした関係機関の連携・協力を確保するため、県では市町村において児童虐待防止ネットワークを設置するよう働きかけてきました。さらに、児童福祉法が改正され、平成17年4月から、児童相談に応じることが市町村の業務として法律上明確になるとともに、児童虐待防止ネットワークが要保護児童対策地域協議会として法定化されて運営の円滑化が図られることになりました。児童虐待防止ネットワークは、平成17年10月現在で24市町村において設置されており、今後とも、未設置市町村に対して早期の設置を働きかけるとともに、県においても要保護児童対策地域協議会を設置して、行政をはじめ地域の関係団体が連携して児童虐待防止に向けて取り組んでまいります。
	市町村における取組について	男女共同参画への取り組みは市町村間に大きな格差があるように思う。 市町村間で育児支援に関するサービスや事業を比較できるように一覧表にしてHPに乗せて欲しい。 サービスの劣っている町村についてはなぜそうなっているのか検証・提示して改善を促して欲しい。 計画の推進目標で、放課後児童クラブの数が16ヶ所しか増えないのは何故か？ 保育所・放課後クラブ・病児デイケアのない町村からファミリーサポートサービスを増やして欲しい。	子育て支援については、次世代育成支援対策推進法の制定を受け、市町村でも次世代育成支援のための行動計画を策定しています。都市部と山間部との相違を始め、社会資源や地域特性等は様々であり、利用者のニーズや必要とする支援策も異なっているため、市町村毎に必要なサービスを決定し、各市町村の行動計画に盛り込んでいます。 放課後児童クラブについても、事業の実施主体は市町村であり、各市町村の目標値を積み上げて県次世代育成支援行動計画の目標値としています。 なお、法では、実施状況を把握・点検し、毎年少なくとも1回、行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならないとされており、県では、今後、「ストップ少子化市町村連絡会議」等において、市町村と有機的な連携を図り、県全体の次世代育成支援行動計画の推進に努めます。 また、ファミリー・サポート・センターの設立運営も市町村が行っています。このことから、未設置の市町村に対して、設置勧奨に努めます。病児の預かりや急な出張時の子どもの預かる「緊急サポートネットワーク」事業の創設を準備しているところです。
	地域における子育て支援について	若い世代が子どもを安心して産み育てる環境づくりをサポートするために、パワーあふれる熟年者の知恵と活力を、地域力と相まって引き出す体制づくりが急務ではないか。	若い世代が安心して子どもを生み、健やかに子どもを育てていくためには、熟年パワーの活用はもちろん、地域社会全体で子育て家庭を支援していく新たな仕組みを構築することが重要であり、基本目標 - 1 - (2)に掲げる施策を推進していきます。 また、高齢者の生きがいづくり、健康づくりを推進しながら、高齢者の持つ豊かな経験や技能、知識を活用することを目指して、現在、(財)健やか奈良支援財団が中心となって諸事業を展開しているところです。 また、同財団では、地域において子育て支援を推進する取り組みを積極的に展開をするため「子育て家庭サポートセンター」を設置し、地域子育てグループの応援や子育て相談、子育て情報の提供等を行っています。
	高齢者等の自立・介護の支援について	高齢者にとって、道路・交通機関・施設などが使いにくく、車椅子で行動しにくい。また、点字ブロックの上に物が置かれており、視覚障害者が困っている。周囲の人に理解してもらうことが必要。	本県では、平成7年に「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」を制定しております。 この条例では、障害を持った方やお年寄りなどの行動を制約し、社会参加の機会を奪う段差などバリア(障壁)を取り除くとともに、障害を持った方やお年寄りなどに対する心のバリア(壁)についてもそれを無くし、誰もが暮らしやすい、いきいきとした社会の実現をめざしています。 具体的には、病院、劇場、集会場、道路、公園、駐車場などの不特定かつ多数の方が利用する施設(公共的施設)について、障害を持った方やお年寄りなどが利用しやすい整備基準を定めており、これらの施設を新しくつくる場合には、この基準を守るように求めています。 また、既にある施設については、一定の範囲で定めるもの(特定施設)は整備基準に近づけ、適合させるような整備をお願いしています。 さらに本県では、公共交通機関である鉄道駅におけるバリアフリー化を推進するため、近鉄とJRに対して補助を行っており、平成16年度では近鉄の高の原駅、JRの三郷駅でエレベーター、福祉対応トイレ等が整備されました。 このような取組を進めていますが、視覚障害者を誘導する目的で設置されたブロックの上に物を置くような行為は、人の意識の問題であり、そのような心のバリアを取り除く意識啓発も大事なことを考えております。

体系項目	ご意見の分類	ご意見の概要	県の考え方
	ひとり親家庭への自立支援について	<p>近年は、離婚の増加に伴い「ひとり親家庭」が増えているが、こういった家庭が生活保護に頼らず、自立できるよう、就業についての情報提供を同和保育所にしていただきたい。また、保育士に対し男女共同参画に関する研修を行い、母親の就業を支援できるようにしてほしい。</p> <p>母子家庭の住居の確保のために、敷金などの貸し付けなど支援制度はできないか。 また、ひとり親家庭を支援する制度などの情報が当事者に届きにくいので、当事者の視点に立って改善してほしい。</p> <p>父子家庭も母子家庭と同様に支援すべき。MTF(男性から女性に移行した人)でひとり親家庭だと、社会的には女性の扱いで差別されて賃金が低いにも関わらず、戸籍が男性ということだけで、母子家庭の制度を使えない現状にある。</p>	<p>ひとり親家庭等の自立支援を総合的に計画的に推進するため、県では、平成17年度に「奈良県ひとり親家庭等の自立支援プラン」を策定したところです。</p> <p>また、母子家庭等の就業支援については、平成15年度に県社会福祉総合センター内に奈良県母子家庭等・就業自立支援センター(母子・スマイルセンター)を設置し、就業相談や就業支援講習会の実施、就業情報の提供などを行い、母子家庭等の母の自立を支援しています。さらに、平成17年度から、児童扶養手当現況届出時に、各福祉事務所に母子・スマイルセンターの就労支援員等が出向いて出張相談を開始したところです。</p> <p>これまで当事業については県、市町村等で周知を図っているところですが、今後は保育所等でも母子・スマイルセンター事業についての周知を図り、情報提供に努めます。</p> <p>母子家庭の住居確保等の支援として、母子・寡婦福祉資金貸付金制度の「転宅資金貸付金」があり、住宅を移転する際に必要な経費(敷金、前金等)の貸し付けを行っています。</p> <p>また、ひとり親家庭に対する支援制度については、県ホームページでの情報提供の他、冊子等を各市町村を通じて配布するとともに、市町村母子福祉担当者会議等を開催し、制度の周知徹底を依頼しているところです。</p> <p>なお、平成17年度に「奈良県ひとり親家庭等の自立支援プラン」を策定し、「相談・情報提供機能の充実」を基本目標の第一に位置付け、施策を推進することとしています。ひとり親家庭等への各種制度の情報提供の充実とともに、適切な相談対応が行えるよう相談員や担当職員への研修を行うなど、相談機能の充実に努めます。</p> <p>父子家庭、母子家庭ともに利用できる制度として、生活相談、法律相談、母子家庭等日常生活支援事業、子育て短期支援事業、特別保育サービス等があります。また、就労に関しては、公共職業安定所(ハローワーク)が、父子家庭、母子家庭にかかわらず適正や希望にあった職業紹介や公共職業訓練の斡旋、助成金等各種支援措置の案内を行っています。</p> <p>父子家庭、母子家庭の自立に必要な援助など福祉全般については、福祉事務所が相談窓口となっています。</p>
基本目標 基本課題2	女性のチャレンジ支援について	<p>地域や各種団体など様々な分野において、意欲と能力のある女性が活躍できるように支援していただきたい。</p> <p>女性のチャレンジを支援するために、先輩女性が次世代の人を育てる気持ちで支援・指導するべきだと思う。</p> <p>具体的施策に「インターネット等によるチャレンジ支援情報提供の充実」とあるが、経済的・技術的な理由から、インターネットを利用できない人もおり、必要な情報はできるだけペーパーで情報提供してほしいので、「等」には、具体的な広報手法を入れるべき。</p>	<p>仕事や地域活動などさまざまな分野へのチャレンジを希望する女性に対し、関係機関との連携による総合的な支援を行うとともに、希望をもってチャレンジできるよう身近なロールモデルを積極的に提示していきます。</p> <p>女性のチャレンジを支援するため、平成17年度から女性センターのHP上に「チャレンジサイトなら」を開設し、関係機関が実施する支援情報の一元化に取り組んでいるところです。併せて、チャレンジ支援に関するパンフレットの作成や情報誌への掲載等を通じて、より広く県民に情報提供できるよう努めています。</p> <p>今後も、さまざまな機会を活用しながら、幅広い情報提供に努めます。</p>
基本目標 基本課題3	地域活動における男女共同参画の推進について	<p>男女で支えあう地域づくり活動の推進、支援が必要である。</p> <p>女性が自信を持って、地域活動などに関わっていくと良いと思う。</p> <p>地域活動に貢献する年配の女性について、もっと評価されるべきだと思う。</p> <p>県内では郡部における男女共同参画への推進体制の整備が目立って遅れているように思う。 地域レベルでの取り組みが進むよう自治会組織を対象に「地域社会における男女共同参画実態調査」をしてほしい。 遅れている町村には推進事業の補助金を設けるなどして取り組みを促して欲しい。</p>	<p>地域活動における男女共同参画の推進に向け、人材育成や情報提供等に取り組むとともに、固定的な性別役割分担意識の払しょくにに向けた広報・啓発活動を推進します。</p> <p>男女共同参画社会の実現に向けては、県はもとより、住民に身近な行政を行っている市町村における施策の推進が重要です。市町村については規模がさまざまであることから、県としては、情報提供等による自主的な取組への支援を行うとともに、市町村との連携・協力を図りながら、男女共同参画施策を推進していきます。</p>

体系項目	ご意見の分類	ご意見の概要	県の考え方
基本目標 基本課題 1	夫・パートナー等からの暴力防止対策の推進について	<p>DV被害者には、障害のある人、在日外国人等もいらっしゃるため、手話のできる人や外国語のできる人などが相談員として配置されるような体制をとることを明確に記載すべき。 二次被害対策を盛り込んでほしい。 「地域で被害者を支援する体制づくりが大切である」ということも盛り込むべきではないか。</p> <p>DVに関して、外国人(多言語)対応、聴覚・視覚障害者対応できる相談体制の確立が必要である。 DVは犯罪であり人権侵害であることへの気づきと、行政・民間が連携したケア・自立支援へのサポートを柱とする取組が必要ではないか。</p> <p>相談しやすい体制の整備とあるが、女性だけが被害者ではなく、少数であるが男性もいるので配慮していただきたい。 また、セクシュアル・マイノリティの方が、男性から女性への外観が移行している際、女性から男性へと外観が変わろうとしているときなど、相談に行きにくいという現実があるので、配慮していただきたい。</p> <p>具体的施策の「被害者の人権に配慮した職務関係者等への研修の充実」とあるが、マイノリティ女性の複合差別の視点を取り入れた研修を実施していただきたい。 女性センター等で開催されているDV被害者の支援に関する講座について、受講した人を地域でどう活かしていくのか今後の課題としてほしい。</p> <p>DVに関する啓発・研修について、当事者から発信できるようなフォローアップができないか。</p> <p>DVの被害者支援体制の充実が記載されているが、加害者側の男性のカウンセリング、治療、教育などの加害者対策も必要だと思う。</p> <p>具体的施策に「加害者への更正プログラムの研究」を盛り込むべき。</p> <p>加害者への再教育プログラム(罰を与えるのではなく、感情コントロールするためのもの)の実施、サポーターの養成、継続した研修を充実してほしい。</p> <p>女性に対する暴力の加害者への再発防止と更正の取り組みを重視し、暴力を起こさせないためにも学校や企業、社会のあらゆる場で人権教育としての「性教育」を強化していただきたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、基本目標 - 1の現状と課題の「...被害者支援体制の充実を図る必要があります。」を「地域の被害者支援体制の充実を図る必要があります。」に、(2)の具体的施策「相談体制の充実」を「被害者のさらなる被害(二次的被害)の防止等、被害者の人権に配慮した相談体制の充実」に修正しました。</p> <p>なお、DV被害の相談は、県の相談機関の他、市町村、警察、人権擁護機関、民間団体等様々な相談機関で実施されています。県の配偶者暴力相談支援センターでは、障害のある人に対応できるよう施設をバリアフリー化するとともに、外国人相談者に対応する通訳者や手話通訳者の確保に努めます。また、男性の被害者にも配慮し、相談しやすい体制の充実に努めます。</p> <p>DVを容認しない社会づくりを目指し、また、学校、家庭、地域等でDVが重大な人権侵害であるといった啓発を実施し、人権意識の醸成を図ります。</p> <p>民間団体等と連携した自立支援については、今後も「配偶者からの暴力被害者支援協議会」において具体策を協議し、連携・協働を推進することとしています。</p> <p>DV被害者と直接接する相談機関職員の資質向上を目的として、相談事例の研究、心理的ケアや女性の権利について、毎年県女性センター主催で研修を行っており、このなかで、同和問題や在日外国人差別など、マイノリティ女性の視点に基づいた人権学習講座も取り入れています。</p> <p>県中央こども家庭相談センターでは、各関係機関が連携を図り、被害女性の保護・自立支援を行うために設置された「配偶者等からの暴力被害者支援協議会」を運営し、相談、保護、自立支援の連携強化に向け、事例検討や情報交換等を行っています。</p> <p>また、地域でDV被害者を支援していく人材を育成するため「DV防止サポーター育成講座」を県女性センターで開催しているところであり、今後は講座受講者に地域で活動できるよう情報提供に努めます。</p> <p>配偶者からの暴力の加害者に対する施策については、国の調査において、被害者の保護を図る観点から今後さらに検討を深めていく必要があるとされています。県としては国の動向も注視しながら検討していきます。</p> <p>また、学校においては、児童生徒が生命尊重、人間尊重、男女平等の精神に基づく正しい異性観をもつことによって、自ら考え、判断し、意思決定の能力を身に付け、望ましい行動を取れるよう性教育に取り組んでいます。</p>
	子供に対する犯罪の防止について	<p>子どもに対する犯罪や性犯罪が起きた場合、被害者の人権尊重や家族の気持ちに配慮することが必要。学校、地域などにおいてマスコミ対応マニュアルを決めておくべきではないか。</p> <p>子どもを犯罪の被害から守るために、関係団体がそれぞれの取組について情報交換、相互連携してはどうか。</p>	<p>警察は、被害者にとって最も身近な機関であり、被害の回復や軽減について大きな期待を寄せられる立場にあるため、被害者ネットワークの構築の推進 被害者に対する情報提供 相談・カウンセリング体制の整備 ・カウンセリング基礎講座の受講 ・被害者支援アドバイザーの委嘱 ・各種相談電話の開設 捜査過程における被害者の負担の軽減 ・捜査に必要な診断書料、検案書料を支出 被害者の安全の確保 等、特に犯罪の特性に応じた被害者対策の充実を推進しています。</p> <p>子どもを犯罪の被害から守るために、従来から県警察では、地域住民、県、市町村、自主防犯ボランティア団体等と協力して、子どもの安全確保を推進するための各種施策を実施しています。</p> <p>その中で、誘拐事件などに発展するおそれのある犯罪はもとより、子どもに不安を与える事案については、「子ども安全サポート情報システム」として、保護者を始め、地域住民、教育委員会、学校等との連携を強化し、警察への通報、届出や警察安全相談の利用を促すとともに、関係機関において、情報を共有し、活用する体制を構築して運用しているところです。</p> <p>また、平成16年11月、「安全やまとまちづくり県民会議」(会長 知事)を設立し、県、市町村、県民及び事業者等が一体となって、犯罪による被害を防止し、犯罪が起りにくい安全で安心して暮らせる奈良県づくりをめざす県民運動を展開しています。</p>

体系項目	ご意見の分類	ご意見の概要	県の考え方
基本目標 基本課題 2	生涯を通じた健康づくりについて	<p>女性の健康診断の無料検診のメニューを増やすなど、自治体への指導・援助をしていただきたい。</p> <p>男性専門の保健医療の充実し、保健センター等に自殺・男性更年期についてのカウンセリングができるカウンセラーを常駐させてほしい。</p> <p>男女の固定的役割分担意識等から男性が重圧を受けていることが中年男性の自殺につながっているとも考えられ、男性のための相談体制なども必要だと思う。</p>	<p>費用徴収は市町村の裁量に委ねられたものですが、国民が保健サービスを受ける場合、健康に対する自覚の高揚を図るという趣旨から保健サービスの受益者に費用の一部負担を求めることも積極的に評価されるべきものであるという考え方に基づき一部負担の徴収が行われています。</p> <p>市町村の実施主体において、早期発見・早期治療を目指し、乳がん・子宮がん・胃がん・肺がん・大腸がん等のがん検診また、高血圧・糖尿病・高脂血症・心臓病等の早期発見のための基本健康診査等の実施をしています。また、住民の健康増進に向けて種々の健康づくり事業を市町村の状況にあわせて取り組んでいるところです。</p> <p>県としては、奈良県成人病検診管理指導協議会の中で、市町村の実施した検診状況の分析・課題等を審議しその結果を市町村に還元しています。</p> <p>保健所では、種々の健康に関する相談業務を実施しており、相談の内容等に応じて医師・保健師・精神保健福祉等が対応したり必要に応じて、関係機関等への紹介等を行っているところですが、今後更なる専門的支援ができるよう努力していきます。</p>
	母性保護、母子保健対策について	<p>「妊娠・出産における女性の健康支援」に関わり、「産前産後うつ」についての認識を深め、女性をサポートする体制作りが必要ではないか。</p> <p>母子の孤立を防ぎ相談しやすい人間関係を築くために、保育所内に母子関係の検診施設を移し、保健師か助産師を常駐させてほしい。</p>	<p>「妊娠・出産における女性の健康支援」については、母子保健法第10条の保健指導に基づき、市町村が実施主体となり、妊産婦とその配偶者及び乳幼児の保護者に対して必要な保健指導を実施しています。</p> <p>平成6年の法改正により妊産婦の保健指導の実施主体が県から市町村に移譲したことで、妊娠、出産、育児や乳幼児の保健についての一貫した指導が可能、保健指導にあたっては乳幼児の健康及び発育の状態のみでなく、母親及び家族の健康状態等(産前・産後うつもふまえた)も留意し疾病の予防及び指導に努めているところです。</p> <p>また、母親の産後の憂鬱感の軽減を図り、父親や祖父母など家族はもとより、子育て仲間や地域の人々の理解・参画を促進し、サポートを進めるため、平成17年度から「子育て不安ゼロ作戦」推進事業を実施しています。母親自身を対象にしたリーフレットや家族や地域の人々を対象としたリーフレットを作成配付するほか、県ホームページ「子育てネットなら」により詳細な関連情報を掲載し、啓発リーフレットの内容に加え、専門家からの具体的アドバイスや事例等の掲載を予定しています。</p> <p>市町村実施主体としての乳幼児の健康の保持増進を図ることを目的とした検診として、母子保健法第12条「健康診査」は、1歳6ヶ月児及び3歳児の健康診査は市町村の義務規定とされており、母子保健法第13条は必要に応じ乳児若しくは幼児に対して健康診査を実施しなければならないとされており、市町村の状況に併せて月齢(4ヶ月時検診・1才時検診等)を定めて検診を実施しております。方法として、個別検診・集団検診と市町村で定めております。これらの業務は医師、保健師又は助産師等が行うこととされており、委託を受けた医療機関や保健センター等で実施しています。このため、特定の保育所で実施した場合、受け入れ保育所で検診を行うための条件整備等を必要とするため、保育所での実施は困難と考えます。</p> <p>なお、検診後のフォローなど事業を実施していく中で、必用に応じて、保育所等の関連機関とも連携しながら、母子保健事業を進めています。また、現在保育所においても「地域子育て支援センター」事業の実施により、子育てに関する相談等を実施しています。</p>

体系項目	ご意見の分類	ご意見の概要	県の考え方
	性の尊重についての認識の浸透について	<p>人間が幸せな人生を送るためには、適切な性に関する教育を継続して行うことが必要だと思う。</p> <p>低年齢からの学校、家庭、地域社会の連携した性教育の推進、性教育を通じての「自尊感情」の醸成、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康・権利)は女性の権利であるという性教育の確立について、具体的施策として取り組んでいただきたい。(2件)</p> <p>人権教育の一環として、避妊を含めた性教育を中学校で実施してほしい。</p> <p>児童への北欧型の性教育を望む。</p> <p>公教育で、各年齢にあった暴力防止プログラムを実施してほしい。</p> <p>思春期に、女性を尊重する性教育をおこなってほしい。</p> <p>現在、出産年齢の二極化(10代と30代)があると言われており、特に10代での妊娠出産については、さまざまな困難が伴う。中学校段階で、HIVなど性交渉に伴うリスクを負った場合どうするか、DVの知識と防止、子育て支援制度の具体的内容などの学習の充実が必要ではないか。</p> <p>現状と課題に、「性に関する科学的な知識を習得させるとともに、性に関するモラルや倫理観を育成するためのさまざま啓発・働きかけが必要です。」とあるが、「性に関するモラルや倫理観を育成するため」というのは、基本目標の2の「主体的に自分の生き方を考え、選択し、社会で生きていく力を育てる教育」と矛盾するので削除すべきである。モラルを教えるのではなく、主体的に考える力を育てる性教育が必要だと考える。</p> <p>リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理念が欠落している。自尊感情とともに自己決定権は女性にとって重要な視点なので、入れていただきたい。</p>	<p>学校における性教育は、児童生徒等の人格の完成と豊かな人間形成を究極の目的としています。</p> <p>指導に際しては学習指導要領に則り、性に関する科学的知識を理解させ、これに基づいた望ましい行動が取れるよう体育科、保健体育、特別活動(学校行事・学級活動等)、道徳等を中心に、児童生徒の発達段階に応じて継続した指導をしています。</p> <p>学校における性教育は、児童生徒の人格の完成と児童生徒が生命尊重・人間尊重の精神に基づく正しい異性観をもつことによって、自ら考え、判断し、正しい意思決定をすることができる能力を身につけることを目的とし、基本目標-2-(3)に掲げる施策を着実に推進していきます。</p> <p>学校における性教育は、人間尊重、男女平等の精神に基づく豊かな男女の人間関係を築くことができるようにすることを基本目標として、学習指導要領にのっとり、保護者等の理解も得ながら、発達段階に応じて適切に推進していきます。</p> <p>子どもたちには、自分を守る力、自分の存在を主張できる力を育成することが大切だと考えており、各学校において、子どもたちに対してこのような観点からも指導するよう努めています。同時に、教職員に対して、子どもたちの危機予測能力の向上を図るための指導や訓練を実施するよう指導しています。</p> <p>具体的には、見知らぬ人についていけない、絶対に車に乗らない、助けてと大声で叫ぶ、すぐに逃げる。被害や犯人の特徴を知らせる。更に、一人遊びをしない。遊びに行くときは、どこで、誰と遊ぶのかを家の人に言うてから出かける等を指導の要点にしています。</p> <p>学校における性教育については、児童生徒が生命尊重、人間尊重の精神に基づく正しい異性観をもつことができるようにすることを目標として行っています。</p> <p>中学校における性教育については、子どもたちは社会的責任を十分にとれない存在であり、性感染症を防ぐという観点から子どもたちの性行為は、適切でないという基本的スタンスに立って指導しています。</p> <p>また、中学校の家庭科においては、「幼児の心身の発達の特徴を知り、子どもが育つ環境としての家族の役割を考える。」、公民においては、「...現在の家族制度における個人の尊厳と両性の本質的平等、社会生活における取決めの重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任などに気付かせる。」の学習内容の具体として、男女共同参画社会基本法などについても学習しています。また職場体験として幼稚園や保育所での体験を行っている学校もあり、中学校段階での子育て支援制度にかかわる学習の充実を図っています。</p> <p>なお、ドメスティック・バイオレンスの防止については、配偶者からの暴力だけでなく、対象範囲に恋人も含めた「夫・パートナー等からの暴力防止対策の推進」として若年層に対しても啓発に努めます。</p>
文章表現について		<p>セクシュアル・マイノリティの方への配慮が必要。具体的には、現状と課題で「女性は身体に妊娠や出産のための仕組みが備わっている～」とあるが、女性のすべてに身体的に妊娠出産の仕組みが備わっているわけではないので、「女性の多くは身体に...」とすべきではないか。</p> <p>また、「生涯にわたって男性とは異なる健康上の問題に直面することになるため～」とあるが、女性から男性になった人々は婦人科系の病気にかかる可能性が高くなっているため、男性とは異なるという表記を削除すべきではないか。</p>	<p>ご指摘の箇所について、「特に女性は、妊娠や出産をする可能性もあり、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等、生涯を通じた健康を支援するための総合的な対策の推進が必要です。」に修正しました。</p>

体系項目	ご意見の分類	ご意見の概要	県の考え方
基本目標 基本課題 3	社会的に不利な立場にある女性の自立支援について	外国人女性就労者の人権の保障について、具体的施策として取り組んでいただきたい。(2件)	労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労災保険法などの労働関係法は、外国人労働者にも適用され、労働基準法第3条では労働条件面での国籍による差別を禁止しています。さらに、外国人労働者の雇用管理を改善し、適正な労働条件及び安全衛生を確保しつつ就労できるようにするため、「外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針」が定められています。 基本目標 - 3のなかで、外国人労働者の適切な処遇・労働条件等の就労環境整備に向けて、働く人の権利と働きやすい環境づくりのために必要な労働法のポイント等を紹介する「ろうせいハンドブック」や労働情報誌等により、さらに普及啓発に努めます。
		社会的に不利な立場にある女性に対して、入居差別への対応と、民間住宅を借りるときの敷金の貸し付けや支援、保証人の確保についてのサポートはできないか。	県では、賃貸借の媒介を行う宅地建物取引業者に対して、同和地区や外国人、障害者、高齢者、女性であることを理由とした入居差別をなくすため、貸主を啓発できるようにリーフレットを作成しています。 住居に関する支援について、県では、県営住宅の募集にあたっては、母子世帯や高齢者世帯、障害者世帯、DV被害者など、社会的に不利な立場にあり特に住宅に困窮する方々に対し、優先枠を設定しその支援を図っています。 母子家庭等に対しては、母子・寡婦福祉資金貸付金制度の「転宅資金貸付金」で、住宅を移転する際に必要な経費(敷金、前金等)の貸し付けを行っています。また、保証人の確保が困難な場合には、民間の家賃債務保証会社を利用する方法もあり、情報提供を行っています。 また、奈良県社会福祉協議会では、低所得世帯、高齢者世帯又は障害者世帯に対し、福祉資金の貸付を行っています。住居の移転等に際し、必要な経費及び給排水設備、電気設備、暖房設備を設けるのに必要な経費については、50万円を限度に貸付を受けることができます。 なお、国では、入居制限を受けやすい者の居住支援策として、入居制限を行わないなど一定の要件を満たす民間賃貸住宅について、賃借人に広く情報提供を行うなど、賃貸住宅市場全体のセーフティネット機能の向上を図る必要があるとの社会資本整備審議会答申を受け、今後、具体的な施策の展開に向けた検討が進められる予定です。県では、これを基に所要の検討を行っています。
		社会的に不利な立場にある女性のエンパワメントを促進する支援に努めます。 を基本施策に加えてほしい。	女性のエンパワメントの支援については、基本目標 -2-(1)女性の人材育成において取組の充実に努めます。
相談・情報提供の充実について		社会的に不利な立場にある女性に対して、相談の際の通訳の派遣について予算化できないか。	外国人が安心して生活できるように(財)なら・シルクロード博記念国際交流財団に英語、ポルトガル語、中国語による生活相談窓口を設置し、来所及び電話による生活相談を受けつけています。又、相談内容が、医療相談、教育相談、法律相談などの専門性の高い内容の場合には、それぞれの専門分野の相談機関を紹介するとともに、やむを得ない事情の場合には、通訳派遣も行っています。 ただし、こうした専門性の高い分野の相談内容は、継続的な事例が多く、生活相談の中で個別に対応するには限度があるため、各専門分野の相談機関において通訳者を確保していただくように依頼するとともに、関係機関との連携強化を図っていきたく考えています。 DV被害者の支援策としては、配偶者暴力相談支援センターで外国人被害者に対応する通訳者の確保に努めているところです。 通訳者の派遣の予算化は現状では困難であり、通訳が必要な被害者は、県の相談機関(こども家庭相談センター、県女性センター)に来所していただくこととなります。
		DV等、女性の悩みを相談できる女性センターを設置してほしい。	県女性センターにおいて、女性に対する暴力を含むあらゆる悩みの相談を行っているところです。また、市町村をはじめとする県内の女性の相談窓口については、毎年、女性相談窓口一覧を作成するとともに、HPにも掲載し、窓口の周知に努めています。
文章表現について		現状と課題について、2行目に「同和問題」とあるが、はっきりと「部落問題」と記載した方がわかりやすいと思う。 3行目に「多重の差別を受けがちです」とあるが、「複合的な差別を受けています」が現状としては正しいので、表現を検討していただきたい。	行政においては、過去より行政用語として、被差別部落を「同和地区」、部落問題を「同和問題」と称しており、奈良県人権施策に関する基本計画においても、「同和問題」で統一しております。そのため、本計画においても「同和問題」という表現で統一いたします。 また、「多重の差別を受けがちです。」については、奈良県人権施策に関する基本計画における「特に女性問題は、他の人権問題と複雑に絡み合っている場合が多く、それらに留意して取組を進めることが大切です。」との現状把握を踏まえ、複雑に絡み合っていることを表現する言葉として、「複合的な差別を受ける場合が多くあります。」に修正しました。

体系項目	ご意見の分類	ご意見の概要	県の考え方
基本目標 基本課題 1	固定的な性別役割分担意識の払しょくについて	<p>「家」意識の払拭、因習にとらわれない家族観の形成のための啓発について、具体的施策として取り組んでいただきたい。(2件)</p> <p>残念ながら「男女共同参画」について世間では浸透しておらず、保守的な地域では古い慣習が根強く、声を上げるのをためらっている方もいる。男女共同参画の意識を高めるために、啓発活動が形だけで終わらないように工夫が必要。日常生活の場である食卓を囲んで話し合われることが必要だと思う。</p> <p>県内には残念ながら、伝統の名の下に女性を排除する地域がある。地域の関係者に対し広報や情報提供の充実だけでなく、より有効な啓発に取り組んでいただきたい。</p> <p>男性の長期育児休暇について、就業規則に提示されていても浸透しておらず、実際に取得することは難しいと感じる。固定的な性別役割分担意識の払拭や、世代別への働きかけに取り組み、一方通行ではない学びの場を提供していただきたい。</p> <p>女性であることを理由に、保証人を要求したり、人権を否定する言動をしないように金融機関を指導していただきたい。</p>	<p>ご指摘の内容につきましては、具体的施策「職場・家庭・地域における慣行(社会通念、習慣、しきたり)の見直しに向けた啓発」の中で取り組んでいきます。</p> <p>職場や家庭における固定的な性別役割分担意識を払しょくし、男女がともに育児・介護休業制度、仕事と家庭の両立支援制度を活用できるよう、男女共同参画県民会議との連携による普及啓発に取り組みます。</p> <p>また、奈良労働局と連携して事業主や人事労務担当者を対象に「仕事と家庭を考えるセミナー」を開催するとともに、働く人の権利と働きやすい環境づくりのために必要な労働法のポイント等を紹介する「ろうせいハンドブック」や労働情報誌により普及啓発に努めます。</p> <p>金融機関が融資審査において、正当な理由もなく利用者の性別にこだわるようなことは適当でない認識しています。県には金融機関を直接に指導監督する権限はありませんが、今後、国や金融機関も含めた会議の場を通じて、適切な対応が確保されるよう要請していきたいと考えています。</p>
男性への啓発について		<p>男女共同参画について男性の意識改革が必要であり、女性の人権の尊重、家庭内における女性の立場、社会における意識など身近なところで考えねばならない事が多い。</p> <p>女性を対象とした意識啓発だけでなく、男性側の意識改革の機会を増やし、充実させていただきたい。男性に対して話をする、聞いてもらうというだけで、男性自身に考えてもらえるような内容が必要。</p> <p>男女共同参画社会の実現のためには、家庭内の理解と協力が必要。まずは「女性は家庭にいるもの」という男性側の固定概念の払しょくが必要。男性が家事を学び実践することで、新たな楽しみを見出すと共に主婦の苦勞が分かると思う。</p>	<p>基本施策(1)「固定的な性別役割分担意識の払しょくと社会における慣行の見直し」の具体的施策として「男性に向けた広報・啓発の充実」を掲げ、男性の固定的な性別役割分担意識の払しょくに取り組みます。</p>
男女共同参画に関する広報・啓発の充実について		<p>男女共同参画基本法の成立、県条例の制定等、条件整備が行われてきたが、まだまだ意識改革は依然として進んでおらず、今後中身をどのように充実させていくのが問われていると思う。</p> <p>女性が家庭から一歩外へ出られるように、自治会を通じて地域における男女共同参画の推進を考えている。</p> <p>男女共同参画についても、もっと広く浸透させるために広報活動を積極的に行ってほしい。</p> <p>戦後の男女共同参画の歴史を描いた、映画「ヘアテの贈りもの」を啓発事業で取り上げていただきたい。</p>	<p>あらゆる分野における固定的な役割分担意識を払しょくし、男女ともに個性と能力が発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた効果的な啓発活動に努めます。</p>
メディアを通じた女性の人権尊重について		<p>演歌等では、今でも男性に尽くす女性が歌われることが多く、男性と対等に生きる女性のことを歌われることが少ない。作詞家やレコード会社等の意識改革が必要だと思う。</p>	<p>メディアが自主的に女性の人権を尊重した取組を行うよう啓発をするとともに、情報の受け手である県民に対しても、情報を主体的に読み解き自己発信する能力(メディア・リテラシー)の向上のための支援を進めます。</p>

体系項目	ご意見の分類	ご意見の概要	県の考え方
基本目標 基本課題 2	男女共同参画を推進する教育の充実について	人権教育の一貫としての性差別問題へのとり組み、学習用啓発教材の作成・活用、男女混合名簿の推進について、具体的施策として取り組んでいただきたい。(3件)	奈良県人権施策に関する基本計画では、人権教育の具体的な推進については、人権教育推進プランに沿って取組を進めていくこととしています。 人権教育推進プラン(学校教育編・社会教育編)には、女性などの人権問題やさまざまな人権侵害に気づき、学校、家庭、地域等あらゆる場で、それらを系統的に学習することの大切さを示しています。男女が互いに人権を尊重し、性別に関わりなく、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現をめざし、男女共同参画の意識を育てる教育内容の充実や学習教材の提供及び活用を行っているところです。 また、本計画の基本目標 - 2において、「家庭・学校等における男女共同参画を推進する教育の充実」を基本施策に掲げ、具体的施策として、子どもたちが社会人・職業人として自立していくことができるよう、一人一人に望ましい勤労観、職業観を育てるキャリア教育に取り組み、男女共同参画実現に向けた意識づくりを推進していきます。なお、この取組の一つとして男女混合名簿の調査も継続します。
		具体的施策に「幼稚園・学校等...教育内容の充実」とあるが、抽象的で具体性に欠ける。もう少し具体的に記載し、「男女混合名簿の推進」について盛り込んでほしい。	「幼稚園・学校等...教育内容の充実」という具体的施策は、子どもたちが男女の違いを違いと認め合った上で、ともに等しい存在として社会に参画する自立した社会人となることのできるよう、幼稚園・学校等における教育活動のあらゆる場において取組を進めていくことを目指し、学習用啓発教材の作成・活用等に取り組んでいきます。 混合名簿の推進についても、取組の一つと考え、引き続き調査を行い、男女共同参画社会実現に向けた意識づくりを推進していきます。
		男女の育て分けをしないことは大切なことであるが、理科の実験や家庭科の実習はあえて分けて教えることが力を伸ばすことになるのではないか。	学校においては、子どもたちが男女の違いを違いと認め合った上で、ともに等しい存在として社会に参画する自立した社会人となることのできるよう、幼稚園・学校等における教育活動のあらゆる場においてその取組を進めています。 このような一貫した考え方のもと、理科の実験や家庭科の実習においても、男女を分けて教えるのではなく男女がともに協力し合って学習を進めていくような指導によって力を伸ばすことができると考えています。
		男女の育て分けをしない個々の性格にあった育て方をし、あえて男女を分けるとしたら、今までの性役割分担がすりこまれているので男の子には男の子の女の子には女の子の声がけは必要ではないか。	学校・家庭等において、乳幼児期から発達段階に応じて、固定的な役割分担意識にとらわれず、男女共同参画の視点に立った教育を推進します。
		学校教育について	少人数制の学校や保育所の充実を図る。
教員への研修について	教育する立場の幼・小・中・高の教師の正しい認識のための研修機会を充実してほしい。	県立教育研究所では、教職員の男女共同参画に関する研修機会の充実に努めています。 具体的には、新規採用教員の研修会や10年経験者など、対象者がすべて受講する研修に男女共同参画に関する内容を取り入れています。また、管理職を含む教職員への人権教育に関する研修の中でも、男女共同参画に関する内容を取り上げています。	
	人権意識を高めるような教師への教育を充実させる。	新規採用者や10年経験者など教職員のライフステージに応じた研修、管理職や人権教育推進担当者を対象にした研修などで、全教員の人権意識を高めるために研修を実施しています。	

体系項目	ご意見の分類	ご意見の概要	県の考え方
	男女共同参画を推進する学習への支援について	<p>学習への支援や機会の提供はなされているが、実際に活用するのは意識のある人に限られているという印象があるので、より広く浸透させるための具体的施策を検討して欲しい。</p> <p>男女共同参画に関する講座は受講者が固定化されているように思うので、誰もが受けやすい時間帯や地域の配慮してほしい。また、受講した人がそれを活かせるような場作りの支援もしてほしい。</p> <p>地域の公民館、集合場所等において男女共同参画に関する学習会を行い、誘い合って参加すれば良いと思う。</p> <p>男性への男女共同参画に関する学習を、定年後ではなく、早くから取り組んでほしい。</p> <p>私の地域では男女共同参画についてあまり浸透していないので、地域における男女共同参画の推進に向けた学習について考えていただきたい。</p> <p>男女共同参画について、人権教育等でかなり勉強しているが、時がたつと気持ちが薄らいでくる。定期的に勉強する必要があると思う。</p> <p>新しい男女共同参画計画の策定を機に、県女性センターの男性の利用を増やすために、施設名を「男女」を冠した名称に変更し、親しみやすい愛称をつけることを検討して欲しい。</p> <p>県南部、県西部に学習施設を充実してほしい。</p> <p>県内の女性グループの活動、交流促進を支援していくことが必要である。</p> <p>県と市民グループとの男女共同参画に向けた協働事業を推進してほしい。</p>	<p>基本目標 -1-(1)「固定的な性別役割分担意識の払しょく」と社会における慣行の見直し」において、「各種メディアの幅広い活用による県民にわかりやすい広報・啓発活動」等の具体的施策を行い、より幅広い層に男女共同参画の必要性について浸透するよう、わかりやすい広報と学習機会の充実に取り組んでいきます。</p> <p>また、学習が地域づくりの場で活かせるよう、情報提供に努めます。</p> <p>なお、県女性センターでは、男性を対象とした男女共同参画啓発講座を実施しています。</p> <p>県女性センターは、女性のエンパワーメントを推進し、男女共同参画を総合的に進めるための拠点です。さらに、新計画では、関係機関との相互連携を図りながら、女性のチャレンジを総合的に支援するための「チャレンジ支援ネットワーク拠点」と位置づけ、女性のチャレンジ支援に重点を置いた施策を推進していきます。特に、働く女性の支援として相談・情報提供等を実施します。</p> <p>なお、従来の男女共同参画を総合的に推進する拠点として、より多くの男性に利用いただけるように、男女がともに参加しやすいイベントや男性向けの講座等の充実等を図ります。</p> <p>学習施設については、県が所管する奈良県社会教育センター(葛城市寺口)があり、また各市町村の公民館等の社会教育施設において活動ができるよう指導者講習会等や貸館業務を行っています。</p> <p>今後も、県女性センターを核として、女性グループの活動・交流促進を支援していきます。</p>
その他	推進目標の内容について	<p>基本目標は、どれも非常に大切な目標であるが、県として特にこれに取り組むというビジョンが明快ではないように思う。</p> <p>例えば、「女性の労働力率を全国で何番目にする」というような明確な目標を掲げればよいと思う。</p> <p>現プランで設定した推進目標について、現況を記載し、未達成の項目は、継続して取り組んでいただきたい。</p> <p>男女混合名簿の導入について、100%を目標に啓発に努めていただきたい。</p> <p>男性の家事時間について目標をせめて1時間と設定してほしい。(2件)</p> <p>市町村の取組には温度差がかなりあるので、市町村の行動計画策定を推進目標に入れていただきたい。</p> <p>市町村に対する県の働きかけをプランに盛り込み、推進目標として「男女共同参画計画を策定した市町村の割合」の数値目標を掲げるべきではないか。</p>	<p>基本目標については、奈良県の男女共同参画の現状と課題を整理し、現計画の10項目から5項目に重点化を図ったところです。</p> <p>女性の労働力率に関しては、特に労働力率が低い35～49歳女性について、就業を希望する女性が就業できる社会を目指して、10年後の目標として60%を設定しました。</p> <p>計画の目標の達成状況については、印刷物の発行・HP等への掲載により毎年公表しているところです。計画(第2次)では、前計画の目標の達成状況を踏まえ、県「やまと21世紀ビジョン」及び実施計画と整合性を図りながら検討を行い、目標を充実しました。</p> <p>男女混合名簿については、計画(第2次)の基本目標である、男女共同参画実現に向けた意識づくりを進めるための方策の一つとして、引き続き調査を行っていく予定です。その際、名簿の導入のみに目を向けず、ともに等しい存在として社会に参画する自立した社会人に育てることを目指した意識啓発を図っていきたく考えています。</p> <p>男性の家事関連時間については、県「やまと21世紀ビジョン」が目指す2035年において90分を達成できるよう、「1日平均50分」を10年後の目標値として設定しました。</p> <p>第3章「1.推進体制」に市町村への支援と連携・協働について記載し、市町村における庁内体制づくりや男女共同参画計画の策定、男女共同参画条例の制定などの取組の支援を行います。また、ご意見を踏まえ、目標として「男女共同参画計画策定市町村の割合」を設定しました。</p>

体系項目	ご意見の分類	ご意見の概要	県の考え方
		<p>推進目標として、「県・市町村職員における女性管理職割合」、「学校管理職(学校長、教頭)における女性管理職割合」を設定していただきたい。</p>	<p>目標として、「県職員の管理職に占める女性の割合」、「校長・教頭職への女性職員の占める割合」を設定しました。 また、市町村における女性の登用については規模がさまざまであることから、県としては目標は設定しませんが、情報提供等による自主的な取組への支援を行います。</p>
		<p>推進目標「放課後児童クラブ数」の187箇所はどのような根拠なのか。県南部ではまだまだ開所率が低いのではないかと。同様に「ファミリー・サポート・センター設置市町村数」の推進目標もこれで十分なのか。</p>	<p>「放課後児童クラブ数」及び「ファミリー・サポート・センター設置市町村数」については、各市町村がニーズ調査に基づき設定した市町村次世代育成支援行動計画の目標値を積み上げて算出したものです。 放課後児童クラブについては、県南部では、対象児童が少なく、本事業へのニーズが低いことによるものと思われます。 ファミリー・サポート・センターについては、設置主体である各市町村のみならずニーズが高まれば、目標値を超えるファミリー・サポート・センターの設置も考えられます。県としては市町村へ引き続きファミリー・サポート・センターの設置を呼びかけてまいります。</p>
その他	計画の進行管理について	<p>計画に記載する施策に関して、実施状況をチェックする体制の整備を行うべきだと思う。</p>	<p>第3章「1. 推進体制」により、男女共同参画の施策を整合性をもって、総合的かつ計画的な推進に努めます。</p>
推進体制に関すること	苦情処理機関の設置について	<p>「施策に関する苦情処理制度」や「人権に関する専門員窓口」を設置する予定はないのか。 差別的な事象が起きた場合、その対応を専門的に行う苦情処理機関を設置されたい。</p>	<p>男女共同参画を進めるための県施策や、性別による人権侵害に関して県民から苦情や相談があった場合、関係機関と連携を図りながら適切かつ迅速な処理に努めます。 人権に関する相談については、人権施策課において相談員を配置し、面談や電話による相談窓口を設置するとともに、人権ホームページにおいてもメールによる相談を受け付けているところです。 また、近年の社会情勢の変化に伴い、人権に関する相談内容は様々な要因が絡み合って複雑多様化しており、こうした人権相談に迅速かつ総合的に対応するため、行政機関だけでなく、柔軟で機動的な取組を行っているNPO等の相談機関が密接に連携・協力し、当事者の立場に立ったきめ細かな相談・支援を行うことができるよう「なら人権相談ネットワーク」を設立したところです。</p>
	市町村との連携について	<p>基本目標「女性のチャレンジ支援」の男女共同参画を推進する学習の充実については、支援の対象となる人・グループの実態把握が必要であるが、その窓口となる市町村では、男女共同参画の専任組織が減少している。市町村の推進状況の実態把握と相談窓口の設置を進めてほしい。</p>	<p>男女共同参画社会の実現に向けては、県はもとより、住民に身近な行政を行っている市町村における施策の推進が重要です。市町村における男女共同参画の推進状況や相談窓口の設置状況については、毎年状況を把握しているところであり、県としては、情報提供等による自主的な取組への支援を行い連携・協力を図りながら、男女共同参画施策を推進していきます。</p>
その他	参考資料に関すること	<p>図表2、3について、図表1のように目標値を記載いただきたい。(2件)</p>	<p>参考資料の図表は、これまでの男女共同参画に関する状況変化をデータでご理解いただくために掲載しており、図表1「審議会における女性委員の割合の推移」については、現計画における平成17年目標を参考に記載しているところです。図表2・3で示す県・市町村職員における女性管理職割合、学校管理職における女性割合については、平成17年目標の設定がありませんので記載していません。</p>
その他	上記に含めないこと	<p>国民健康保険に加入の事業主・家族従事者が病気や出産の時に休業した場合、地域最低賃金を所得保障していただきたい。 少子化社会対策基本法にもある法制度の整備として、国民健康保険に出生手当の実現を緊急にいただきたい。 国民健康保険の出生一時金(現行30万円)を増額していただきたい。</p>	<p>まず社会保険の給付及びその内容は、原則として法律で定められています。これを法定給付といい、国民健康保険においては療養の給付等や出産一時金がそれにあたります。 一方、傷病手当金や出産手当金は、国保の実施主体である市町村保険者が条例等をもって、自主的に決めることが出来る任意給付とされていますが、これらの手当金の支給を行うとすれば、市町村国保財政の現状からして、国保被保険者の保険料(税)の引き上げ等に直結することから、現在、支給している市町村保険者はありません。 なお出生一時金につきましては、平成18年10月より30万円から35万円への引き上げが予定されています。</p>
		<p>業者婦人の働き分(自家労賃)を認め、家族従業者一人ひとりの人格・人権を認めるように、所得税法56条を廃止していただきたい。</p>	<p>国の所管につき、ご意見としてお聞かせいただきます。</p>
	男女共同参画全般に関する意見について	<p>男女の人権が尊重され、喜びも責任も互いに分かち合う男女共同参画社会でありたい。 女性も能力に応じて、あらゆる分野で男性と対等に能力が発揮できる社会を実現する必要があると思う。 男女共同参画担当大臣が就任し、男女共同参画が表面化してきたが、社会全体を見直し、より充実させていきたい。</p>	<p>計画(第2次)に基づき、男女共同参画社会の実現を目指して施策の推進に努めます。</p>